

バイオマス活用推進基本法の制定の動きを踏まえた今後の対応について

平成21年7月6日
環境バイオマス政策課

1. バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

(1) バイオマスの活用の推進により、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、農林漁業、農山漁村の活性化等を図るため、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、同総合戦略に掲げる関係施策の調整推進等を行うことを目的として、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」が設置され、政府全体で取り組んでいるところ。

(2) 特に、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を改訂して以降、

① 平成23年における単年度5万k1の国産バイオ燃料生産目標の達成に向け、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料等の地域利用モデル実証事業の実施（特にバイオエタノールについては、北海道2地区、新潟1地区において大規模実証事業が今年度より本格稼働する予定）、農林漁業バイオ燃料法の制定（平成20年10月より施行）やバイオ燃料税制の創設

② 平成22年におけるバイオマスタウン構想全国300地区の目標の達成に向け、地域バイオマス利活用交付金によるソフト1/2補助によるバイオマスタウン構想の策定、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備、バイオマスタウンアドバイザーの育成等を通じたバイオマスタウン構築の加速化（5月末で213市町村策定）

③ ベトナム、タイを中心としたバイオマスアジアワークショップの開催等を通じたアジア等海外との連携

等「バイオマス・ニッポン総合戦略」に盛り込まれた目標達成のための各種施策を強力に推進しているところ。

2. バイオマス活用推進基本法の制定へ向けた動き

(1) 昨年4月より議員立法として検討が進められてきたバイオマス活用推進基本法案については、この4月に与野党間の調整が終了し、6月5日の（参）本会議において可決成立し、この6月12日に公布され、9月12日に施行予定

となっている。

(2) バイオマス活用推進基本法案は、

- ① バイオマス活用の基本理念を定め、政府として「バイオマス活用推進基本計画」を策定することとするとともに、
 - ② バイオマスの活用に必要なとされる基本的施策を盛り込み、その実現に向けて「バイオマス活用推進会議」や「バイオマス活用推進専門家会議」を設置すること
- 等を具体的内容としている。(別紙1)

3. 今後の対応

(1) 今後バイオマス活用推進基本法の施行を受けて設置される「バイオマス活用推進会議」の事務局については、関係府省調整を経て、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」の事務局を務めている農林水産省が引き続き務めることとなっている。

(2) バイオマス活用推進基本法施行後の「バイオマス活用推進基本計画」の策定へ向け、「バイオマス活用推進会議」、「バイオマス活用推進専門家会議」等を開催し、政府全体でバイオマスの活用を一層推進していくこととする。

バイオマス活用推進基本法（概要）

一 目的

バイオマス（化石資源以外の動植物由来の有機物である資源）の活用の推進に関し、基本理念を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与すること。

二 基本理念

①バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進、②地球温暖化の防止に向けた推進、③循環型社会の形成に向けた推進、④産業の発展及び国際競争力の強化への寄与、⑤農山漁村の活性化等に資する推進、⑥バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用、⑦エネルギーの供給源の多様化、⑧地域の主体的な取組の促進、⑨社会的気運の醸成、⑩食料の安定供給の確保、⑪環境の保全への配慮

三 国の責務等

①国の責務、②地方公共団体の責務、③事業者の責務、④国民の責務、⑤連携の強化、⑥法制上の措置等

四 バイオマス活用推進基本計画の策定

- 1 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定しなければならないこと。
- 2 都道府県及び市町村は、バイオマス活用推進計画を策定するよう努めなければならないこと。

五 基本的施策

- 1 国は、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。①バイオマスの活用に必要な基盤整備、②バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等、③技術の研究開発及び普及、④人材の育成及び確保、⑤バイオマス製品等の利用の促進、⑥民間の団体等の自発的な活動の促進、⑦地方公共団体の活動の促進、⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑨国の内外の情報の収集等、⑩国民の理解の増進
- 2 地方公共団体は、1 に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を実施するものとする。

六 バイオマス活用推進会議

- 1 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、有識者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、1 の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

バイオマス活用推進基本法

目的

基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本理念

- 総合的、一体的かつ効果的な推進
- 地球温暖化の防止に向けた推進
- 循環型社会の形成に向けた推進
- 産業の発展及び国際競争力の強化への寄与
- 農山漁村の活性化等に資する推進
- バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用
- エネルギー供給源の多様化
- 地域の主体的な取組の促進
- 社会的気運の醸成
- 食料の安定供給の確保
- 環境の保全への配慮

責務・連携の強化

国、地方公共団体、事業者等の責務の明確化とそれぞれの主体の連携の強化

バイオマス活用推進基本計画等の策定

国のバイオマス活用推進基本計画

都道府県・市町村のバイオマス活用推進計画

法制上の措置等

政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

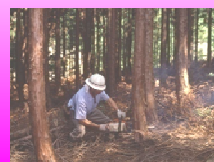
国の施策

- 必要な基盤の整備
- バイオマスを供給する事業の創出
- 技術の研究開発・普及
- 人材の育成・確保
- バイオマス製品の利用の促進
- 民間団体の自発的な活動の促進
- 地方公共団体の活動の促進
- 国際的な連携・国際協力の推進
- 情報の収集
- 国民の理解の増進

等のために必要な施策を講ずる。

地方公共団体の施策

国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。



バイオマス活用推進会議

- ① 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。
- ② 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、①の調整を行うに際しては、意見を聴くものとする。

※ ①及び②の会議の設置及びその調整については、農林水産省に事務局を設置して行うものとする。

総合的な施策の推進による農山漁村の活性化、循環型社会の実現